

# 通気・防水シートキャッピング工法研究会会則

平成 13 年 11 月 2 日制定  
平成 17 年 5 月 25 日改訂  
平成 18 年 5 月 25 日改訂  
平成 19 年 6 月 29 日改訂  
平成 20 年 6 月 24 日改訂  
平成 23 年 6 月 7 日改訂  
平成 23 年 12 月 15 日改訂  
平成 27 年 5 月 15 日改訂  
令和 5 年 5 月 24 日改訂

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 本会は、通気・防水シートキャッピング工法研究会（略称：CP 会）と称する。

### (目的)

第 2 条 本会は、最終処分場及び放射性廃棄物のキャッピングに関する技術を総合的に研究開発すると共に、その技術のシステム化を図り、もってその技術の普及及び発展を図ることを目的とする。

### (事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 最終処分場（不適正処分場、不法投棄等を含む）のキャッピング（即日覆土・中間覆土[主に生分解材料]、最終覆土等[主にガス 通気・雨水制御シート、ジオコンポジット、ジオステキタイトの組み 合わせ])に関する技術の総合的研究開発。
- 2) 最終処分場の廃棄物及び、各種土質等の飛散防止。
- 3) 放射性廃棄物（仮置場、中間貯蔵施設等）のキャッピング（通気・防水シート）に関する技術の総合的研究開発。
- 4) 上記のキャッピングに関する技術の普及及び広報活動。

## 第 2 章 会員等

### (会員)

第 4 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、その事業に積極的に協力する企業又は法人(団体)とし、担当者を登録する。
- 2) 顧問：本会の目的に賛同し、その研究に積極的に協力する学識 経験者。
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、その事業に積極的に協力する法人・団体及び、学識経験者・有識者。
- 4) 個人会員：本会の目的に賛同し、その事業に積極的に協力する個人。

(入会)

第5条 新規又は途中入会希望者の取り扱いは以下による。

- 1) 本会に入会しようとする者は、本会の会員の2名以上の紹介により入会意思表示を書面で行わなければならない。
- 2) 入会時期、条件等は、入会意思表示を受けた直後に開催される幹事会で決定する。

(会員の義務等)

第6条 本会の会員は、次の義務を負うものとする。

- 1) 第3条に定める事業に積極的に協力するとともに、必要な技術情報（材料、設計、施工、維持等）を本会に開示すること。
- 2) 本会で知り得た相互の技術情報又は研究開発成果等に関しては、公知のものを除き、会員以外の第三者に開示し、又は使用させないこと。但し、本会の幹事会で承認を得たものはこの限りではない。
- 3) 本会の事業活動を通じて得られた研究開発成果は、原則として、会員相互の利用に供すること。但し、工業所有権にかかわる権利者、実施者対価等については、別途設定の要領によって協議の上、これを決定するものとする。
- 4) 第17条に定められた会費を納入すること。
- 5) 本会の会則を遵守すること。

(退会)

第7条 退会の取り扱いは以下による。

- 1) 会員は、理由を付した退会届及び研究会での研究成果開発成果は使用しない書面を、本会の会長に提出する事により退会する。
- 2) 本会の目的を遂行するための行動ができない場合、又は名誉を傷つける行為をしたときは幹事会の決議により当該会員にその旨を通知し、退会させることが出来る。

### 第3章 役員等

(役員等)

第8条 本研究会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 会長代行 1名（期中に於いて会長が離任、または支障が生じた場合のみ）
- 3) 副会長 2名程度
- 4) 会計監事 1名
- 5) 普及委員長 1名、普及副委員長 1名以上
- 6) 技術委員長 1名、技術副委員長 1名以上

- ・各役員は、総会に於いて信任する。但し、期中に於いて離任、または支障が生じた場合は、幹事会に於いて検討の上、新役員を決定することが出来る。
- ・各役員は重複して役員となることが出来る。

#### (任期)

第9条 任期の取り扱いは以下による。

- 1) 各役員は、就任の日から2年間とする。但し、再任を妨げない。
- 2) 欠員により就任した役員等の任期は、前任者の任期満了の日迄とする。
- 3) 総会で半数以上の離任要求が可決された場合は、役員を解く。

#### (職務)

第10条 各役員は職務は以下による。

- 1) 会長は、本研究会を代表し、本研究会の事業を統括する。
- 2) 会長代行は、会長が復職、または新会長が就任するまでの期間、本研究会を代表し、本研究会の事業を統括する。
- 3) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、会長が復職、または会長代行が就任するまでの期間、その職務を代行する。
- 4) 会計監事は、本会の収支決算、監査、事務全般を担当する。
- 5) 普及委員長は、成果の普及及び広報活動を統括する。
- 6) 技術委員長は、技術の総合的研究開発を統括する。
- 7) 普及副委員長、技術副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障がある時は、その職務を代行する。

#### (顧問、特別会員、個人会員)

第11条 本会に顧問、特別会員、個人会員を置くことが出来る。

- 1) 顧問は、幹事会の承認を得て、会長が委託する。
- 2) 顧問は、会長の要請により、本会に対して必要な助言を与え、意見を述べる事が出来る。
- 3) 特別会員、個人会員は幹事会の承認を得て、会長が委嘱し、会長又は幹事会の依頼で会議に出席し意見を述べる事が出来る

#### (報酬)

第12条 顧問、特別会員の費用については、幹事会にて決定する。

## 第4章 会議等

### (会議)

第13条 本会の会議は、総会、幹事会、普及委員会、技術委員会とし、それぞれの構成は次の通りとする。

- 1) 総会は、法人会員の総員をもって構成する。
- 2) 幹事会は、各役員をもって構成する。
- 3) 普及及び技術委員会は、各委員をもって構成する。

### (総会)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、会長が招集し、議長を務めるものとする。成立は、法人会員の過半数の出席とし、この会則において別に定めるものの他、次の事項を、その3分の2以上の同意をもって決議する。

- 1) 第3条に定める事業の計画、予算（顧問報酬含む）及びその決算に関すること。
- 2) 本会の改廃に関すること。
- 3) その他会長が特に必要と認めた事項。
- 4) 緊急を要する臨時総会は、会長の要請で、事務局が法人会員へ電子メールで確認を行ない、会長へ報告する。会長は法人会員の3分の2以上の同意を持って決議する。

### (幹事会)

第15条 幹事会は、事業計画の遂行の他に、次の事項を決議する。

- 1) 本会の運営に関する重要な事項。
- 2) 総会に付議すべき事項。
- 3) 総会に於いて委任された事項。
- 4) その他会長が必要と認めた事項。

### (会議の開催)

第16条 本会の会議の開催時期及び回数は、次の通りとする。

- 1) 定時総会は、毎年1回、一定の時期に開催する。
- 2) 臨時総会は、会長又は幹事会が必要と認めたときに開催する。
- 3) 幹事会は、会長が必要と認めたときおよび、役員が離任せざるを得ない事態が生じた場合には、その都度開催する。
- 4) 普及及び技術委員会は、委員長が必要と認めたときにその都度開催する。

## 第5章 会計等

### (会費)

第17条 本会の会費は、入会金、年会費、変動会費とする。但し、顧問、特別会員、個人会員の会費は免除するものとする。

- 1) 入会費：200,000円とする。尚、会員の資格変更（例えば途中よりメーカーとなる、会員内の業務を委託された企業等）の場合は次年度より、その該当資格年会費に変更し納入する。
- 2) 年会費：会費は100,000円とする。但し、ガス通気・雨水制御シート供給メーカーは200,000円とする。
- 3) 変動会費：詳細は幹事会で別途協議する。
- 4) 年会費：総会后2ヶ月以内に納付するものとする。但し、予算に支障がある場合は、総会前にかかわらず6月末日までに、納付を依頼することも出来ることとする。
- 5) 本会の入会費、年会費及び変動会費は、いかなる場合にもこれを返還しないものとする。

### (会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとして、事務局は、毎会計年度終了後速やかに本会の決算書を作成し、会計監事の監査を受けるとともに総会の承認を得なければならない。

## 第6章 解散等

### (解散、残余財産の処分)

第19条 本会は、会員の3分の2以上の同意をもって解散することが出来る。但し、この場合の残余財産の処分は、幹事会に於いて決定する。

### (定めなき事項)

第20条 本会則に定めなき事項については、幹事会に於いて決定する。

### (事務局)

第21条 本会は、事務局を東京都内（東洋紡エムシー株式会社）に置き、事務局は次の業務を行う。

- 1) 諸会議等の案内状の作成、発送及び議事録の作成、発送。
- 2) 総会、幹事会等に付議する諸資料の作成。
- 3) 運営資金の管理及び収支決算書の作成。

- 4) 会員相互の連絡、調整。
- 5) 対外的問い合わせに対する窓口業務。
- 6) その他事務局として必要な業務。

(連絡担当者)

第22条 法人会員は、連絡担当者を置き、事務局との連絡にあたる。

以上

(付則1)

## CP会の変動会費

平成17年7月4日制定  
平成18年7月20日改定  
平成19年6月6日改訂  
平成26年5月21日改訂  
令和6年5月9日改訂

### 1. 変動会費

工法	種類		変動会費
即日・中間 覆土代替	即日覆土層	液状・添加剤 基布	10円/m <sup>2</sup> 10円/m <sup>2</sup>
	中間覆土層	液状・添加剤 基布	20円/m <sup>2</sup> 20円/m <sup>2</sup>
最終 覆土代替	排水層	ジオテキスタイル	5円/m <sup>2</sup>
	ガス抜き層	ジオコンポジット	10円/m <sup>2</sup>
	浸透防止層	通気・雨水制御	通常仕様 50円/m <sup>2</sup>
通気・防水	通気・防水層	通気・防水シート	通常仕様 20円/m <sup>2</sup>
通気・防水	仮置場用	通気・防水シート	5円/m <sup>2</sup>

※ 通常仕様はCP会員販売

### 2. 対象物件

- ① 受注した全ての最終処分場物件（土壌汚染，不適正，ミニ処分場，不法投棄等を含む）を対象とする。
- ② 平成17年度より新規に受注した物件を対象とする。
- ③ 数量は、最終覆土代替材は設計面積、即日・中間覆土代替はメーカー出荷量とする。

### 3. 対象期間

- ① 当年1月1日～12月31日に着工もしくは材料納入量とする。

### 4. 変動会費納入会社

- ① 納入した製品名（材料承認を受けた商品名：ブランド名）を供給するメーカーが変動会費を納入する。
- ② 複数のメーカーが納入している場合は、そのメーカー毎に数量を出し、変動会費を納入する。
- ③ 会員メンバーは使用目的が同じでメンバー以外の材料を使用した場合についても、使用した会員会社が会費を納入する。

### 5. 変動会費納入

- ① 受注した会員会社は当年12月初旬までに、事務局へ物件名や納入した商品名を事務

局へ連絡する。

- ② 事務局は12月中旬までの材料メーカーへ「CP会变動会費確認書」を送付するので、メーカーは使用数量を記載、捺印して12月下旬までの事務局へ送付する。
- ③ 事務局は1月中旬までにメーカーへ請求書を送付する。
- ④ メーカーは2月末までに、事務局の銀行口座へ納入する。

以上



通気・防水シートキャッピング研究会(略称 CP 会)の特許に関する要領

平成 17 年 4 月 20 日制定

令和 6 年 5 月 9 日改定

(目的)

第 1 条 この要領は、通気・防水シートキャッピング研究会の活動を通じ、その成果の特許出願、その後の一連の事項について、要領を定めるものである。

- 1) 特許の対象は、研究会活動成果の特許とする。
- 2) 研究を進める上で、研究会活動以前に各会員が持っている特許が必要と判断される場合は、会員に実施権を与えるものとする。その対価は、会員個々に取り決めするものとする。また、同特許権利者が退会しても、会員への実施権供与は継続するものとし、その対価は同様に個々に取り決めとする。

(特許出願，費用)

第 2 条 特許の出願は、技術委員会、運営委員会十分協議の上技術委員会が特許事務所と協議の上出願するものとする。

- 1) CP 会は法人でないため出願人にはなれない。会員 4 社程度の出願人を技術委員会が立案し幹事会で決定する。
- 2) 出願費用は原則として CP 会負担とするが、会費で負担できない時は一時出願人に立て替えてもらう。

費用の精算は、変動会費又は特別会費で不定期となるが精算するものとする。又特許出願後の成立時の弁理士報酬費、特許料等も同様の扱いとする。

(特許の権利)

第 3 条 特許権確立後の権利は、各会員平等とする。

- 1) 特許権の実施権は、各会員平等であるが研究会退会会員は失効するものとし、権利放棄について書面をもって CP 会に提出するものとする。
- 2) 特許の利用、第三者への許諾等については、研究会の方針に添うものとする。
- 3) 退会会員が出願人となっている特許については、退会会員は名義変更に必要な書類を CP 会に提出する。

(改良, 関連発明)

第4条 研究機関中各会員が、単独または複数の会員で本特許の改良もしくは、関連の発明又は考案を共同でなしたものについては、すみやかにその内容を CP 会に開示し、その発明の帰属、取り扱い等について協議するものとする。

(特許成立, 係争)

第5条 各会員は、本特許権に関し第三者から異議申し立て、審判、判定または訴訟を提起された場合、第三者に対し本特許権の侵害の申し立てをする場合、もしくは第三者から本特許権の実施に対し特許権等の侵害の申し立てを受けた場合は、各会員協議の上対処するものとする。

(機密保持)

第6条 各会員は、特許出願内容を特許公開まで第三者に開示、漏洩してはならない。

(その他)

第7条 本要領の改廃は幹事会で決定するものとし、要領になきものは、CP 会の会則、幹事会の方針に従うものとする。

以上